

高知県行政改革検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応し、県民の期待に応えられる機能的で効率的な行政運営のあり方を検討するため、高知県行政改革検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の事項について意見を述べる。

- (1) 県の行政改革の取組に関すること。
- (2) 県が定める行政改革の計画に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は委員 10 名以内で組織し、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

(運営)

第4条 検討委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 検討委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 5 検討委員会の会議には必要に応じて参考人を招き、意見を聞くことができる。
- 6 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、委員の全員が同意し、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(専門委員会)

第5条 経営が著しく悪化している社団法人高知県森林整備公社の経営改革について、具体的、専門的に検討を行うため、検討委員会のもとに高知県森林整備公社経営検討委員会（以下「森林整備公社委員会」という。）を設置する。

2 この要綱に定めるもののほか、森林整備公社委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、総務部行政管理課が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

2 第1回の検討委員会は、第4条第4項の規定にかかわらず知事が招集する。

附 則

この要綱は、平成21年5月29日から施行し、平成22年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年11月11日から施行し、平成22年3月31日をもって廃止する。